



TITLE:

ドイツ住宅問題の政治社会史 - ヴ
ァイマル社会国家と中間層(
Abstract_要旨)

AUTHOR(S):

後藤, 俊明

CITATION:

後藤, 俊明. ドイツ住宅問題の政治社会史 - ヴァイマル社会国家と中間層. 京都大学, 2000, 博士(経済学)

ISSUE DATE:

2000-03-23

URL:

<http://hdl.handle.net/2433/180913>

RIGHT:

氏名 後藤俊明
 学位(専攻分野) 博士 (経済学)
 学位記番号 論経博第250号
 学位授与の日付 平成12年3月23日
 学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当
 学位論文題目 ドイツ住宅問題の政治社会史
 — ヴァイマル社会国家と中間層 —

論文調査委員 (主査) 教授 菊池光造 教授 久本憲夫 教授 今久保幸生

論文内容の要旨

本論文の課題は、ヴァイマル共和国期の住宅政策の展開をドイツにおける社会国家の形成と関連づけて分析するとともに、これをめぐって生じた社会紛争を、とくに都市旧中間層の一翼を構成する家主層に焦点を当てて考察することにある。こうした考察を通じて、ヴァイマル共和国からの中間層の政治的疎隔と彼らのナチ化を政治社会史的に明らかにすることが、本論文の主たる目的とされている。

序論ではまず、社会国家における住宅政策の位置づけに関する基本的な論点が開示されたのち、ヴァイマル期に住宅問題が焦眉の内政上の課題に浮上した歴史的な背景が明らかにされる。ついで、具体的に展開された2系列の住宅政策体系(借家人保護政策と社会的住宅建設)が素描され、そのうえで、住宅政策と家主層の利害関係の交錯とこれから生じた社会紛争を中間層の政治社会史の視角から分析するという課題が具体的に提示される。最後に、本論文の課題と考察方法が従来の研究史においていかなる位置を占めるかについて検討を加えている。

第1章では、第一次大戦期を旧来の住宅政策体系の転換の画期と捉えて、その転換の意義が解明される。まず帝制期の住宅政策の基本的な性格を明らかにしたあと、1917年7月および1918年9月の借家人保護令の公布を導いた歴史的背景とその実施過程を考察し、その意義を住宅制度における公的干渉の端緒的な開始に求め、これをヴァイマル期住宅政策の歴史的な前提の形成として位置づけている。

第2章は、ヴァイマル初期の借家人保護政策について考察する。まず、この政策の展開を余儀なくした住宅市場の動向(需給の逼迫状況)が概観されたのち、「住宅三法」と呼称される3つの借家人保護政策がヴァイマル国家の社会干渉主義の典型的な体现物として取り上げられるが、そのうち「全国家賃法」が考察の中心に置かれる。これは家賃の公的規制による借家人の保護を第一の目的とするものであったため、家主層の利害関心と正面から種突した家主層はこの政策を、彼らの私的財産処分権への不当な国家介入と捉えて、その撤廃を要求する運動を展開するが、政治的利害表出の不十分に規定されてその要求は実現されないままに終わる。このことが、家主層における既存のブルジョア諸政党からの離反と独自の群小利益政党への結集という政治的帰結を招くにいたった過程が描き出される。

第3章では、ヴァイマル期の公的建設助成制度の成立過程が考察される。1918年10月にライヒレヴェルで初めて住宅建設補助金制度が導入されるが、その実施過程において補助金自体が住宅建設費の騰貴を惹起するという問題や、建設業者のモラル・ハザードを招いたため、1920年に助成方法が補助金から貸付金へ変更される。そのさい住宅不足の量的緩和とならんで、住環境の質的改善や借家人保護も追求されたことが明らかにされている。

第4章では、以上の公的助成制度の成否が財政的基盤の確立にかかっているとの視点から、助成財源としての住宅建設税の導入をめぐる政策決定過程が詳細に考察される。筆者によれば、この構想の核心は、既存住宅の家賃の引き上げによる家賃増収分を住宅建設税として捕捉し、これを新築住宅の建設助成財源に充当するという点にあった。新税導入反対論が、議会諸政党を巻き込みながら、主として家主団体、借家人組織、労働組合等から展開されたが、1921年6月に最終的に導入されるにいたる。その後、インフレーションの昂進とともに公的助成制度は隘路から破綻へと向かう。しかし、挫折したとは

いえ、この時期の政策実践がヴァイマル期の社会的住宅建設の基本的枠組を作り上げたのだと評価されている。

第5章は、相対的安定期の社会的住宅建設において中核的な役割を果たした家賃税の導入過程を、インフレ利得の再配分をめぐる社会紛争と関連づけて考察している。家賃税導入案の目的は、インフレによって家屋土地所有者のもとに発生したインフレ利得を国庫に回収して、その一部を社会的住宅建設の助成財源に充てることにあった。そのためこの問題は、インフレ以後のドイツ内政および産業界において激しい紛争を惹起した。本章で筆者は、政府、議会諸政党、司法界、産業界、労働組合の動向のほかに、とくにインフレ利得のいかなる事後的な変更をも拒否する家主層の反対運動と、抵当債権の増額評価を求める新中間層的な債権者運動を取り上げて、紛争の行方を展望している。この紛争は1925年夏、低率の増額評価と家屋土地所有者への家賃税課税として決着したが、これは財政と経済の再建および社会的住宅建設の推進を優先させる路線の勝利であり、家主層および債権者運動の敗北を意味した。これを契機に新旧中間層は、それぞれ独自の排他的な利害表出の道を本格的に追求し始め、相対的安定期における中間層の政治的分極化と共和国の社会的分断化が進展するにいたる。

第6章は、家賃税を財源として推進された社会的住宅建設の事例研究であり、その代表として、ノイエス・パウエンの革新的な建築思想に基づいて大規模な郊外団地が建設されたフランクフルトを取り上げている。本章ではまず、団地建設を主導したE・マイの建築理念(衛星都市構想、革新的な団地プラン、住宅の規格化と機能主義の優位、居住空間における自然との共生など)を検討し、それを「衛星都市を媒介にした大都市圏の再生」および「機能主義と合理化による住空間の質的改善」の試みとして総括する。ついで、実際の団地建設における理念の実現形態を検討しているが、筆者によれば、菜園付き一世帯用低層住宅の列状建築、住宅の規格化と標準化、住宅設備や配置家具における機能主義の実現などの点では成果を挙げたものの、衛星都市の完全な実現や住宅困窮者のための安価な住宅の供給は困難に直面した。また、「新しい住文化」を媒介にしてヴァイマル民主主義を支える新しいエートスと政治文化を創造するという目標は、ユートピアに留まった。総じて、フランクフルトにおける社会的住宅建設は、ノイエス・パウエンの高邁な理念の一部を実現して建築史および建築思想史に独自の刻印を押したとしても、その多くについては未完の実験に終わったと総括している。

第7章は、以上の各章で考察された家主層の利害状況と行動様式を、家主層の政治化の視点から総括する。この政治化の過程を要約するならば、既存のブルジョア諸政党への不信の昂進、それらからの政治的離反と排他的利益政党である経済党への結集、この経済党を媒介とする権益政治の展開、その限界の露呈と経済党の自壊とを契機とするナチ党への移行となる。

こうした展望のもとに、第7章ではまず、家主団体に組織された家主の多くが賃貸借業を副業として営む営業中間層であることが確認され、ついで選挙制度の変更と家賃規制の実施を契機として家主層が経済党に結集するにいたる過程が、詳細に跡づけられる。経済党は「中間層戦線」としてのプロフィールと、その反議会主義的な中間層イデオロギーを鮮明にしていくが、群小利益政党の台頭を招いた1928年5月の国会選挙で勢力を伸ばす。しかしそれは、中間層の政治的分散化と社会的孤立化を意味するものでしかなかった。恐慌期に経済党は、ブリューニング内閣に参加したが、政治路線と経済政策をめぐる党内の亀裂により政権から離脱し、その後自己崩壊の様相を呈する。経済党に利害表出の限界を見た家主層は、政治的故郷を失って流浪するが、最終的にナチ党の旗の下に赴くにいたる。

終章ではまず第一に、ヴァイマル期住宅政策の総括的な評価が行われる。社会干渉主義的な借家人保護政策は、住宅難にともなう社会的不平等の一定の是正に貢献したと肯定的に評価されている。社会的住宅建設は公的助成政策を槓杆として公益的住宅建設を促進し、新しい住宅生産秩序の発展をもたらした。しかし、住宅困窮者のための安価で良質な住宅の量的充足という課題に照らしたときには、不十分な成果しかもたらさなかった。その原因は、公的助成財源の調達が家賃の公的規制と家賃税制に依存した点に求められている。

総括の第二点は住宅制度に現れたヴァイマル社会国家の問題性である。社会国家は住宅困窮者に公的庇護を与えると同時に、公的監視のメカニズムをも作動させる。その具体的な現れは、平穏な居住秩序の攪乱者や家賃支払不能者らに対する社会的シュティグマ化、および「反社会的分子」の選別と社会空間的な隔離化に見られる。さらに社会国家は、住宅保障の体系的拡充にともなって官僚制化を押し進めるため、居住者の自助と参加の契機を弱体化させる傾向を有する。居住者は社会国家の提供する物質的な受益体系を享受できる一方で、その代償として官僚制的サービスの受動的なクライアントの位置に押し止められる。また、社会国家は居住空間を媒介として特定の価値規範の内面化を図る。団地空間の秩序化と住宅の機能主義化に基づく日常生活の合理化のための規範体系を、住宅の公的管理と公的建設助成の通路を介して居住者の生活に注入せんとする構造が、社会国家に内在している。総じて社会国家は、一方で物質的な窮乏や従属関係からの解放によって個

人の実質的な自由を拡大しようが、他方で強力な官僚制のもとで社会的統制と社会的規律化を押し進め、個人の自律性の抑圧と生活環境の画一化をもたらしよう。こうした社会国家のアンビヴァレンツが、ヴァイマル期住宅政策に刻印を押し付けたと総括している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、ヴァイマル共和国期の住宅問題とそれへの政策的対応を、社会国家と家主層の対抗の視点から分析したものである。この時期の住宅政策をテーマとする類書が日本では数少ないなかで、本論文は研究史上の空白を埋め、ドイツ住宅政策史研究の進展に大きく貢献するものであるといえる。以下では、本論文の意義を3点にわたって評価したい。

第1に、本論文はヴァイマル共和国期の住宅政策に関する数少ない本格的な研究書である。そのさい本論文の特徴は、住宅政策の展開をドイツ社会国家の形成史と関連づけて考察している点にある。G・A・リッターらの従来の社会国家に関する歴史研究では、住宅政策は言及されるだけで立ち入った検討はなされてこなかった。本論文は、借家人保護政策と社会的住宅建設が社会国家の理念を体現するものであるとの視点から、この未開拓の研究領域に分析の鋸を入れた。この点に、本論文の研究史上の意義があるといえる。本論文がその考察のなかでとくに注目する点は、ヴァイマル共和国がドイツ社会国家の草創期に当たったため、その理念の実現をめぐるのはなお社会的合意を形成することが困難であり、多大な社会的コストを支払わざるを得なかったことである。こうした問題への着目によって本論文は、ヴァイマル社会国家の建設過程を、拮抗と紛争と妥協に満ちた動態的なプロセスとして捉えることに成功している。ヴァイマル社会国家の歴史的性格を住宅政策に即して紛争論的な視点から解明している点に、本論文の意義を見出すことができる。本論文で採用された分析方法は、以上の考察と密接に関連している。すなわち、立法化された住宅諸施策を網羅的に整理して、当時の住宅制度の全体的な枠組みを明らかにするという方法は、静態的な制度史の方法であるとして退けられる。それに代わって、そうした制度的枠組みが成立するにいたった政策決定過程と、その政策の社会的作用に注目している。すなわち、一方で政策決定における社会経済的な諸利害の布置状況およびそれらの拮抗と妥協のプロセス、他方でその政策決定が社会諸階層の行動様式や社会意識に与えた反作用およびその政治的帰結が、考察の中心課題とされている。とくに、社会的住宅建設の財源調達問題を扱った第4章と第5章において、以上の分析方法が駆使されており、あり得べき政策史研究の手法のひとつがそこに示されていると評価できる。

第2に、700ページにおよぶこの大著の中で、筆者が歴史実証分析において発揮する卓越した手腕についてである。本論文は、筆者がのべ4年に及ぶドイツ現地での滞在を十二分に活用し、広範に渉獵した史料に依拠しており、歴史分析として高い実証性を示している。とりわけ、コブレンツとミュンヘンの国立文書館およびビーレフェルト市文書館に所蔵された未公開史料を精力的に収集し、それを本論文の基礎に据えているため、その考察と結論は手堅く説得力をもっている。また、当時の家主団体を始めとする社会組織や政党の新聞、雑誌、パンフレット、資料集などの公開史料も幅広く収集されており、入手が困難な史料も少なくない。それらは解読・整理されたのち、各章の叙述のなかへ的確に配置されている。このことが、本論文の考察の実証性を支えている。一次史料への過度な依拠は、「史料をして語らしめる」実証至上主義に陥る危険性を孕んでいるが、本論文では、著者の明確な認識関心に導かれて史料が解読され取捨選択されているため、そうした危険性を免れている。むしろ引用されている豊富な史料が、著者のテーゼを多方面から支え、それに確かな説得力を与えているといえる。

第3に、本論文の最大の特徴は、住宅政策をめぐる社会紛争を中間層問題と関連づけて考察している点にある。都市旧中間層の一翼を形成する家主層がヴァイマル社会国家の住宅政策に対する一貫した敵対者であった点に着目して、彼らの反対論と抗議運動、その「政治化」を解明することが、本論文の考察全体を貫く一本の赤い糸であるといえる。そのさい、彼らの経済的利害状況、利害表出の通路と団体組織化、社会運動体への結集と政治的行動様式、利害正当化のためのイデオロギー装置などが、広範な史料を用いて詳細に分析されている。その分析方法はすぐれて政治社会史的方法であり、これは著者がドイツの批判的社会史学派との学問的対話から学び取ったものであると言えよう。こうした分析方法の駆使によって、家主層の歴史的存在形態とその変容が、多面的かつ立体的に明らかにされている。

以上の家主層に関する政治社会史的考察は、共和国からの旧中間層の政治的疎隔と社会的孤立化として総括される。「なぜ中間層はヴァイマル共和国から離反したか」という問いに対して、本論文は「住」をめぐる社会紛争の考察にもとづいて具

体的に、かつ説得力をもってひとつの回答を与えているといえる。さらに本論文は、以上の結論をヴァイマル期の政治史のより広い文脈のなかへ組み入れるという意欲的な試みを行っている。すなわち、相対的安定期における排他的な群小利益政党の台頭は共和国への中間層の社会的不統合と共和国の社会分極化の兆候を意味すること、そして共和国の崩壊は社会国家の拡充にともなう社会紛争の激化と社会的コストの累積として、すでに世界経済恐慌以前にその社会内部で準備されていたことが指摘されている。こうした著者のテーゼは、従来のヴァイマル共和国史研究に対する重要な問題提起として注目することができる。

以上で述べたように、本論文は新しい研究領域に分け入った開拓者的な業績といえるが、なお残された課題も少なくない。

第1に、住宅政策がヴァイマル社会国家の政策体系全体のなかでいかなる位置を占めていたかが、本論文では必ずしも明確となっていない。社会国家は、住宅保障のほかに所得保障、雇用保障、健康保障、教育保障、老後保障など多面的な社会保障政策を展開するが、本論文は住宅政策の内在的な解明に焦点を絞った結果、住宅政策とその他の政策との関連が不鮮明となった。この関連を問うならば、ヴァイマル社会国家の内実をより一層立体的に捉えることができたであろうし、またそれによってヴァイマル社会国家の全体像を描き出し、ドイツにおける社会国家の形成史におけるヴァイマル期の歴史的な位置をいまだ少し明確に確定することができたであろう。

第2に、本論文はヴァイマル期の住宅政策をドイツ帝国期のそれと比較して、その画期的な意義を鮮明に描き出しているが、他方でナチ期やボン共和国期との比較が手薄である。ヴァイマル期の社会干渉主義的な住宅政策は壮大な実験に終わったと指摘されているが、これに続くナチ・レジームにおける住宅政策はヴァイマル期のそれと断絶面においてのみ捉えることができるのか。あるいはその社会的成果の一部を継承したと見ることができるのか。こうした断絶と連続性の両面から、ナチ期の住宅政策に関する明快な展望が示されていたならば、本論文の考察はさらにいっそう厚みを増したであろう。またこの問題は、著者が示唆しているように、ファシズムと社会国家の関係を解明するための重要な手掛かりを与えてくれるはずである。

第3に、以上の通時的比較のほかに共時的比較についても、本論文の不十分性を指摘できる。すなわち、第一次大戦後はドイツだけでなく、戦争に参加したほかのヨーロッパ諸国においても深刻な住宅問題が生じていた。それらの国々において展開された住宅政策とドイツのそれとはいかなる点において共通し、いかなる点において異なっていたのか。そうした相違をもたらした背景と、その相違をもたらした経済的および政治社会的な帰結はいかなるものであったのか。こうした問題について著者は、本論文のなかでオーストリアのウィーンとの比較を行っているが、これに加えて、研究史の蓄積が厚いイギリスやフランスとの比較がなされていたならば、ヴァイマル期ドイツの住宅政策の独自性（成果と限界）がよりいっそう鮮明になったのではないと思われる。また、他の国々における「住」をめぐる社会紛争とその政治的帰結についていまだ少し立ち入った考察がなされていたならば、本論文の主題である戦間期の議会制民主主義と中間層問題との関連について、比較史の観点にもとづく有益な研究成果が得られたのではないと思われる。

以上、いくつかの問題点について触れたが、これらの点は、むしろ筆者の今後の研究課題として設定されているとすることができるであろう。ここに指摘した諸点も、ヴァイマル期社会国家の住宅政策とそれをめぐる社会的角逐を克明に明らかにしたこの論文の価値をいささかも傷つけるものではない。この論文は、従来鑑入れされることの少なかったヴァイマル期の住宅問題を、政治社会史的方法で見事なまでに描き切ったのであり、その意味において博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成12年2月2日、論文内容とそれに関連する諮問を行った結果合格と認めた。